

Title	倒置指定文と文脈指示表現
Sub Title	Specificational sentences and deictic expressions
Author	西山, 佑司(Nishiyama, Yuji)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2025
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.56 (2025. 3) ,p.183- 200
JaLC DOI	10.14991/005.00000056-0183
Abstract	The present article is concerned with whether a deictic expression such as demonstrative words like are, kore, and sore can occur at A or B in A wa B da ('A is B') specificational sentences. First, we discuss Nishigauchi's (2020, 2023) hypothesis that the focus element B, which is a Value NP, must be free from non-linguistic context, meaning that B cannot be a deictic expression. We point out that his hypothesis is not empirically justified. Then, we discuss Higgins's (1973) hypothesis that the element A, which is a Variable NP, cannot be a deictic expression. We point out that certain Japanese demonstrative words, particularly the medial so-series can serve as the element A under a certain condition. We argue that allowing for Variable NP type elements in specificational sentences is useful in delineating the grammatical constraints on Japanese deictic expressions.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000056-0183

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

倒置指定文と文脈指示表現

西 山 佑 司

Abstract

The present article is concerned with whether a deictic expression such as demonstrative words like *are*, *kore*, and *sore* can occur at A or B in *A wa B da* ('A is B') specificational sentences. First, we discuss Nishigauchi's (2020, 2023) hypothesis that the focus element B, which is a Value NP, must be free from non-linguistic context, meaning that B cannot be a deictic expression. We point out that his hypothesis is not empirically justified. Then, we discuss Higgins's (1973) hypothesis that the element A, which is a Variable NP, cannot be a deictic expression. We point out that certain Japanese demonstrative words, particularly the medial *so*-series can serve as the element A under a certain condition. We argue that allowing for Variable NP type elements in specificational sentences is useful in delineating the grammatical constraints on Japanese deictic expressions.

1. はじめに

コピュラ文「AはBだ」「A is B」は、その単純な形式にもかかわらず、きわめて複雑な意味構造を有することが知られており、近年、多くの言語学者の関心をひきつけてきた。そのようなコピュラ文研究の中で、とくに大きなインパクトを与えたのはなんと言っても生成文法理論における疑似分裂文 (pseudo-cleft construction) に対する革新的な分析を提示したHiggins (1973) であろう。英語の疑似分裂文 (1) は、《われわれが公園で会ったひとは男と女の両方の性質を有していた》の措定読み (predicational reading) と、《われわれが公園で会ったひとは1人の男と1人の女であった》の倒置指定読み

(specificational reading) があり、曖昧である。

(1) What we saw in the park was a man and a woman.

(Higgins 1973:11, (20))¹

Higgins (1973) は「疑似分裂文を正しく分析するためには、コピュラ文 “A is B” についての包括的な分析が不可欠である」として、コピュラ文を詳細に分析し、コピュラ文のタイプ区分および各タイプに現れるAとBの意味特性を明示した。実は、この措置と倒置指定の区別は、日本語文法論において、Higgins (1973) より20年も前に三上 (1953) によって示唆されていたのである。三上 (1953:44) は、(2) と (3) は「AはBだ」という同じ形式であるにもかかわらず、[措置] と [指定] という本質的に異なる構造をもつこと、そして (3) だけが (4) の「BがAだ」で言い換え可能であることを指摘した。

(2) 私ハ幹事デス (措置)

(3) 幹事ハ私デス (指定) [倒置指定文]

(4) 私ガ幹事デス (指定以前のセンテンスに戻したもの) [指定文]

三上のこの主張はその後の学界では重視されなかったが、これを現代言語理論の枠組みでハとガの問題に関連付けて論じたのが上林 (1984, 1988) であった。上林 (1984) は (4) の「BがAだ」の方を基本的だと考え「指定文」と呼び、(3) の「AはBだ」を「倒置指定文」と呼ぶ²。それ以降、日本語コピュラ文の研究は、Higgins (1973) やDeclerck (1988) らの研究成果を踏まえて急速に発展した。とくに、西山 (2003, 2013) は、名詞句の意味機能の観点から指定コピュラ文が「入れ替わり変化文」「絶対存在文」「所有文」「潜伏疑問文」とも共通する意味基盤があることを示した。以下の (5) (6) (7) は、西山 (2003, 2013) の規定に基づいて、本稿の議論に関係する3つのタイプのコピュラ文「AはBだ」の要点を整理したものである。

1 本稿では、Higgins (1973) からの参照ページや引用は1979年のGarland版に従う。

2 Higgins (1973) やDeclerck (1988) では、「倒置指定文」が ‘specificational sentence’, 「指定文」が ‘inverted specificational sentence’ と呼ばれていることに注意すべきである。

- (5) 措定文「AはBだ」(「太郎は画家だ」) → Aの指示対象について、属性Bを帰す。Aは指示的名詞句、Bは叙述名詞句。
- (6) a. 倒置指定文「AはBだ」(「K会社の定年は60歳だ」)
→ Aが表す命題関数 [... x ...] における変項 x の値をBで指定する。
Aは変項名詞句、Bは値名詞句。
b. 指定文「BがAだ」(「60歳がK会社の定年だ」)
→ 倒置指定文と同じ意味。Aは変項名詞句、Bは値名詞句。
- (7) a. 倒置同定文「AはBだ」(「あの男は私を裏切った人だ」)
→ Aの指示対象をBによって他から識別して認定する。
Aは指示的名詞句、Bは同定情報を表す同定名詞句。
b. 同定文「BがAだ」(「私を裏切った人があの男だ」)
→ 倒置同定文と同じ意味。Aは指示的名詞句、Bは同定情報を表す同定名詞句。

西山 (2003, 2013) はこれらのコピュラ文の規定に基づいて、(8) が持つ「措定と倒置指定の曖昧性」や (9) の「指定内蔵型措定文」の読みを「変項名詞句」「値名詞句」「叙述名詞句」「指示的名詞句」などの概念を駆使して記述した。

(8) 太郎の意見は大学の意見だ。(曖昧)

(9) カキ料理は広島が本場だ。(カキ料理構文)

ただ、その際に問題になるのは、そのような読みは、現代生成文法理論のミニマリスト・プログラムにおける統語演算装置によってSEMに反映されるべきであるが、それはいかにして可能かという点である。西山 (2003, 2013) は、そのような肝心の統語メカニズムについては、具体的には何も述べていない。つまり、コピュラ文についての西山 (2003, 2013) を初めとする先行研究は、コピュラ文の各読みに関する記述レベルでの詳細な整理の域を出ていないのであり、「そもそも、何が指定文を成り立たせているのか」「変項名詞句における「変項」の出所は何か」といった問題に答えていないように思われる。このような現状にあって、西垣内 (2016, 2020, 2023), Tonoike (2020, 2023) に見られる (倒置) 指定文に関する統語論的研究は、この種の問題解

決を目指す数少ない試みとして注目されるべきものである。ただ、それらの試みが成功しているか否かは慎重な検討を要する。まず、西垣内（2016, 2020）が提示した「（倒置）指定文を関数名詞（あるいはID）から統語的に派生する」とする分析については、西山・西川（2018）、西山（2023）に議論がある。そして、関数名詞による指定文分析とは独立であるが、西垣内（2020, 2023）においては、（倒置）指定文の意味特性として「文脈に依存していないこと」が強調されている。より具体的には（10）のような仮説（以下、「N-仮説」と呼ぶ）が提示されている。

（10）（倒置）指定文の焦点要素（値名詞句）には文脈指示の「これ・それ・あれ」などを用いることができない。（cf. 西垣内 2023 : 40）

N-仮説は、西垣内（2023）において、「（倒置）指定文の本質的特性」とみなされており、日本語の（倒置）指定文の諸特性を論じる際の基盤に据えられている。一般に、倒置指定文「AはBだ」のAおよびBの位置にいかなるタイプの名詞句が登場しうるか、その文法的制約は何か、という問題は、倒置指定文の本質を見極める上で重要であるにもかかわらず、これまでほとんど論じられることがなかった。そこで、本稿では、まずN-仮説に注目し、この仮説がどこまで妥当であるかを検討する。その批判的検討を出発点にして、値名詞句（B）についてはN-仮説と異なる見解を提示する。次に倒置指定文における変項名詞句（A）の位置に文脈指示表現が生起するか否かという問題を考察し、少なくとも日本語の文脈指示表現については、ソ系列指示詞との関連で興味深い制約があることを明らかにする。本稿の構成は以下の通りである。2節ではN-仮説の概要を説明し、3節ではN-仮説の論拠とされたHiggins（1973）の議論を検討する。4節では、N-仮説に内在する問題点を指摘する。5節では、変項名詞句（A）の位置における文脈指示表現の生起の問題を精査し、そこには日本語に特有の制約があることを提示する。6節は結語である。

2. 指定文と文脈指示表現

通常、（11）のような「AはBだ」「A is B」は、いずれも倒置指定文であり、

(12) はそれに対応する指定文「BがAだ」「B is A」である、とされる。

- (11) a. 犯人はあの男だ。
b. 彼の論文の欠陥はこの点だ。
c. The bank robber is that guy.

- (12) a. あの男が犯人だ。
b. この点が彼の論文の欠陥だ。
c. That guy is the bank robber.

ところが、西垣内 (2020, 2023) は、(11) が倒置指定文であること、そして (12) が対応する指定文であることを否定する。その理由は、(11) (12) の値名詞句に、「あの男」、「この点」、「that guy」のような文脈指示表現が登場しているため、N-仮説 (10) に抵触することにある。このN-仮説は、西垣内 (2020, 2023) において、具体的には、(13) のような形で述べられている³。

- (13) a. 文脈に依存せず「識別要因」を示すことこそが「指定文」の本質的な特性である。(西垣内 2020: 64)
b. 「指定文」の焦点要素が文脈に依存しない、言語による記述でなければならない。(西垣内 2023: 43)

3 (13a) が示しているように、西垣内 (2020: 64) は、「文脈に依存せず「識別要因」を示すこと」は指定文の本質的な特性であるとしているが、これは、「指定文は関数名詞句から派生される」という西垣内 (2020) で論じられている指定文の本質的特性とは独立であることに注意すべきである。西垣内 (2020: 41) は、(i) が指定文であるのに対して (ii) は指定文でないことを強調する。「都市」は「首都」が満たす関数名詞の条件を満たさないからである。

(i) 東京が日本の首都だ。(西垣内 2020: 38, (2a))

(ii) 東京が日本の都市だ。(西垣内 2020: 39, (6))

ところが、西垣内 (2023: 40) では、関数名詞「首都」を主要部とする名詞句から派生された文であっても、(iii) のように、「これ」が主語である文は (13) の条件を満たさないために「指定文」ではないとされるのである。

(iii) これが日本の首都だ。

つまり、(ii) が指定文でないとされる根拠と、(iii) が指定文でないとされる根拠とは互いに独立なのである。本稿では、前者の特性には立ち入らず、もっぱら後者の特性に焦点を合わせて論じることにする。前者の特性、つまり、西垣内 (2020) の「指定文」に対する関数名詞分析については西山 (2023) に批判的議論がある。

c.「指定文」の焦点要素には文脈指示の「これ・それ・あれ」などを用いることができない。(西垣内 2023: 40)

ちなみに、本稿で言う「文脈指示表現」は、(13c)で示されている「これ・それ・あれ」などの指示詞が単独で現れる場合やそれが付与された表現のことである。日本語の指示詞の研究では、(i) 発話場面に存在する事物を指す「現場指示用法」と(ii) 言語的先行文脈を指す「文脈指示用法」の区別がよく知られているが⁴、本稿で言う「文脈指示表現」は「文脈指示用法」よりも広い概念であることに注意が必要である。西垣内(2020, 2023)による見解(13)を1節における術語を用いて言いかえれば(14)のようになる⁵。

(14) 倒置指定文「AはBだ」や指定文「BがAだ」において、値名詞句Bに文脈指示表現が登場することは許されない。Bは、文脈から独立した「記述」である言語表現によるものでなければならない。

西垣内(2020, 2023)によるこのような主張の論拠とされたものは、Higgins(1973: 9-12)における議論である。次節ではその点を検討する。

3. Higgins (1973) の議論

Higgins(1973: 9-12)によれば、(15)は措定読みと倒置指定読みで曖昧である。

(15) What I am pointing at is a kangaroo. (Higgins 1973: 9, (12))

(15)を措定文として読む場合、what I am pointing atは世界の対象を指示する表現であり、a kangarooはそれに帰させる属性を表す。それに対して、(15)を倒置指定文として読む場合は、what I am pointing atは世界の対象を指示する表現ではない。Higgins(1973: 10)によれば、(15)に対する倒置指定読みは、(16)のような「リストの見出し」(変項名詞句)と「リスト項目」(値名詞句)の関係を意味するとされる。

4 「現場指示用法」と「文脈指示用法」の区別については、堤(2012)、庵(2019)を参照。

5 (13)における「焦点要素」「識別要因」は、それぞれ、(6)における「値名詞句」および「変項xの値」に相当する。

(16) I am pointing at the following thing: a kangaroo. (Higgins 1973: 10, (16))
Higginsは、(15)に対するこの倒置指定読みを浮き彫りにするために、AとBが電話で会話している状況(17)を例示する。

(17) a. A: What are you pointing at? (Higgins 1973: 10, (15))

b. B: What I am pointing at is a kangaroo. (Higgins 1973: 9, (12))

西垣内(2020: 63)はHiggins(1973: 10)の説明を解説して次のように述べる。

(18) この文 [= (15)] の「措定文」としての解釈は That (animal) is a kangaroo. (Higgins 1973: 9, (13)) と文脈指示語を補って言い換えられるものである。それに対し、「指定文」としての解釈においては what I'm pointing at は何も指示するものではなく、この文を理解するには「指さし」も不要で、会話の相手は電話の会話であっても話者の意図を理解することができる (Higgins 1973: 10)。これは a kangaroo という記述が文脈と無関係の「識別要因」として what_x I'm pointing at x の変項の値を指定しているからである。

[太字原文]

たしかに、(17) は電話会話である以上、(17b) における主語 what I am pointing at も、述語 a kangaroo も、聞き手Aは視覚的に同定できないことは事実である。しかし、Higginsのここでのポイントは、(15) に対する倒置指定読みの場合、あくまで主語 what I am pointing at が対象を指示している指示的名詞句ではないという点にあるのであって、述語a kangaroo が文脈指示表現でないという点にあるのではない。要点はこうである。倒置指定文 “A is B” において、値名詞句Bについて、(17b) の a kangaroo のようにたまたま「指さし」を必要としない場合もあるが、Bについてそれが常に「指さし」を必要としない（つまり、文脈から独立した表現である）とはHiggins (1973: 9-12) はどこにも述べていないのである。実際、Higgins (1973: 264) は、コピュラ文 “A is B” のAおよびBの位置にいかなる種類の構成素が生起しうるかを表(19) (20) で整理しているが⁶、倒置指定文における値名詞句は直示表

6 Higgins (1973: 264) の(19)では、TypeにIdentityも含まれているがここでの議論と無関係であるので省略した。また、Higgins (1973: 264) の(20)では、Constituent

現 (Deictic) でありうることを、したがって、本稿で言う文脈指示表現の一種でありうることを明言しているのである。

(19) Subject-Predicate structure of copular sentences

Type	Subject	Predicate
Identificational	Referential	Identificational
Predicational	Referential	Predicational
Specificational	Superscriptional	Specificational

(20) Composition of Subject and Predicate in copular sentences

Constituent Type	Referential	Superscriptional	Predicational	Specificational	Identificational
Deictic	+	-	-	+	+
Proper name	+	-	-	+	+
Definite NP	+	+	+	+	+
Indefinite NP	?-	?-	+	+	+

(19) は、倒置同定文 (Identificational) の主語が指示的名詞句、述語が同定名詞句であることを、措定文 (Predicational) の主語が指示的名詞句、述語が叙述名詞句であることを、そして、倒置指定文 (Specificational) の主語が「リストの見出し」⁷ (変項名詞句)、述語が指定名詞句 (Specificational: 値名詞句) であることを表しており、それぞれ日本語の (7a) (5) (6a) に対応する。そして、(20) の Deictic (直示表現)⁸ は、「リストの見出し」(変項名詞句) と叙

Type に AP および VP, S も含まれているが、省略した。

7 ‘Superscriptional’ の訳語「リストの見出し」は、西垣内 (2023: 43) に従っている。

8 Deictic (expression) (直示表現) は、me, here, now, this, that, today のように、発話状況を直接参照して初めて指示対象を確定できる言語表現のことを言う。日本語の指示詞「これ・それ・あれ」は Deictic の一種である。本稿で言う文脈指示表現は、Deictic の一種である指示詞が付与された表現のことであり、日本語学で議論されている「文脈指示用法」とは同一ではないことに注意すべきである。「文脈指示用法」は、言語的先行文脈を指す文脈指示表現の用法である。

述名詞句の位置には生起しないが、指示的名詞句、指定名詞句（値名詞句）、同定名詞句の位置には生起することを示している。ということは、Deicticの一種である指示詞「これ・それ・あれ」を含む文脈指示表現は、西垣内（2020, 2023）の「焦点要素」（値名詞句）に生起しうることになる。実際、Higgins（1973: 233-234）は（21）を指定文の例としてあげている。

(21) a. That is what I have been telling them would happen all along.

(Higgins 1973: 233, (48a))

b. This is what I think we should do. (Higgins 1973: 233, (48b))

(21) では、値名詞句の位置に *that* や *this* のような指示詞が登場しているのである。同様に、Declerck（1988）も（倒置）指定文の値名詞句に、指示詞が付与された文脈指示表現が登場する次例をあげている。

(22) a. The chairman is THAT MAN OVER THERE.

b. THAT MAN OVER THERE is the chairman.

c. THAT's the chairman. (Declerck 1988: 41, (81))

したがって、西垣内（2020, 2023）によってN-仮説の論拠とされた Higgins（1973）は（そして、Declerck（1988）もまた）N-仮説にコミットしていないのである。西垣内（2023: 40）は、(13)に関連して次のように述べる。

(23) この「電話で通じる」議論で Higgins（1973）が強調したかったのは、「指定文」の焦点要素である「識別子」(identifier [中略])の指定が、文脈から独立した「記述」(description)である言語表現によるものでなければならないということである。文脈から独立した「記述」、言語表現であるからこそ電話で通じる。[中略]「これが日本の首都だ。」は話し手と聞き手が同じ地図を見ている場面を想定しなければならず、テレビ電話でない限り「電話で通じる」という「指定文」の条件を満たさない。

つまり、西垣内（2023）の想定する指定文の本質的特性は（24）である。

(24) (倒置) 指定文はその意図が電話で通じるものでなければならない。しかし、Higgins（1973: 9-12）は、あらゆる（倒置）指定文が電話で通じるものだと主張しているわけではない。実際、(21) は（倒置）指定文であるが、

電話で通じない状況でも使用可能である。つまり、Higgins (1973) は電話で通じることを(倒置)指定文の成立条件とみなしていないのである。西垣内 (2023: 40) は、(23) の最後のところで、(25) を理解するためには、話し手と聞き手が同じ地図を見ている場面を想定しなければならない、と述べている。

(25) これが日本の首都だ。

これはその通りである。しかし、このことはまさに、話し手と聞き手が同じ地図を見ている場面を想定すれば、(25) の指定文としての読みが理解できることを示しており、(25) に指定文読みがあることの証拠となるものである。したがって、「(25) は、地図を見ている場面を想定しなければ理解できないので、指定文の条件を満たさない」という議論は成立しない。2節の冒頭であげた(11) (12) についても同様である。以上の考察は、N-仮説を正当化する論拠はHiggins (1973) やDeclerck (1988) に存在しないことを示している。

4. N- 仮説に内在する問題点

本節では、N-仮説自体に2つの理論的な問題が内在していることを指摘する。第一の問題はこうである。西垣内 (2020: 63) は、

(26) a. 『草枕』が、山田の一番好きな本だ。

b. これが、山田の一番好きな本だ。

を比較し、値名詞句に固有名が登場する(26a)は、文脈に依存せずに「識別要因」(値名詞句の値)を示すことができるので真正の指定文であるのに対して、値名詞句に文脈指示表現が登場する(26b)は真正の指定文でないとする⁹。値名詞句に文脈指示表現が登場する(26b)のタイプの文をここでは「疑

9 西垣内 (2020: 62-63) は、西山 (1990) によれば(26b)のような文は「指定文」とされているが「これ」のような文脈指示語を用いるコンピュータ文は、「同定」(identificational)を表すものと考えるべきである、と主張する。しかし、(26b)は同定文ではない。1節の(7)で見たように、日本語の倒置同定文「AはBだ」は同定文「BがAだ」と同じ意味を表す。もし(26b)が同定文「BがAだ」であるならば、それと同じ意味を表す(i)のような倒置同定文「AはBだ」が存在することになる。

(i) 山田の一番好きな本はこれだ。

しかし、(i)を倒置同定文とみなすということは、「山田の一番好きな本」で対象

似指定文」と呼ぶことにしよう。ここでの問題は、値名詞句に文脈指示表現があるか否かによって、「真正の指定文」と「疑似指定文」を区別する文法的意義がどこにあるのかという点である。次の例を見よう。

(27) a. 犯人は山田太郎だ。(真正の倒置指定文)

b. 山田太郎が犯人だ。(真正の指定文)

(28) a. 犯人はあの男だ。(疑似倒置指定文)

b. あの男が犯人だ。(疑似指定文)

「真正の倒置指定文」(27a)と「真正の指定文」(27b)の間に文法的に密接な関係があるが、それと平行的に、「疑似倒置指定文」(28a)と「疑似指定文」(28b)の間にも、まったく同じ関係がある。(28a)と(28b)の関係を説明する文法規則が、(27a)と(27b)の関係を説明する文法規則とは独立であると考えerひとはいないであろう。さらに、次の例を見よう。

(29) a. 太郎がこの映画の主演だ。(真正の指定文)

b. この映画は太郎が主演だ。(真正のカキ料理構文)

(30) a. あの男がこの映画の主演だ(疑似指定文)

b. この映画はあの男が主演だ。(疑似カキ料理構文)

「真正の指定文」(29a)に対応して、「真正のカキ料理構文」(29b)が構築されるが、それと平行的に、「疑似指定文」(30a)に対応して、「疑似カキ料理構文」(30b)が構築されるのである。そこに見られる文法関係は真正の指定文のケースと疑似指定文のケースで変わらないと考えられる。真正の指定文と疑似指定文を同一構文と見立てて、同一の文法規則を設定することによってこそ、「カキ料理構文」に関する文法的に有意義な一般化が得られると言える。したがって、指定文における値名詞句に文脈指示表現が登場するか否かによって真正の指定文と疑似指定文を区別することの文法的意義はなく、その限りにおいて、N-仮説は正当化されないと考えざるをえない。

を指示し、その対象は何かという同定情報を求め、「これ」で答えを提供することになり、同定文としては非文である。文脈指示語「これ」は同定情報を表すのに十分な記述内容を提供しないからである。したがって、(i)と同じ意味を表す(26b)は、同定文としては非文である。(26b)は「山田の一番好きな本はどれか」に対する答えを表すので指定文とみなすべきである。

N-仮説が抱える第二の問題は、西垣内（2020: 60-66）でも論じられている「指定文と潜伏疑問文の内的関係」に関わるものである。

(31) a. 太郎は、次郎に、花子が昨日買った本を教えた。

b. 太郎は、次郎に、花子が昨日買った本は何かを教えた。

(31a) の下線部は名詞句でありながら、(31b) の下線部のような疑問文の意味を表す潜伏疑問文である。(31b) の下線部は倒置指定文の形式をとる疑問文であり、その答えである (32) も倒置指定文であることに注意しよう。

(32) a. 花子が昨日買った本は、『草枕』だ。(真正の倒置指定文)

b. 花子が昨日買った本は、あの赤い本だ。(疑似倒置指定文)

このように、潜伏疑問文と倒置指定文との間には意味的に密接な関係がある。ところが、N-仮説に従えば、(32a) は真正の倒置指定文であるが、(32b) は値名詞句に文脈指示表現が登場しているため、疑似倒置指定文となる。では、(32a) と (32b) の間のそのような区別は (31a) の潜伏疑問文としての意味に影響を与えるであろうか。(31a) は、太郎が次郎に (32a) を発話したことを受けてそれを報告する文として使用される場合もあるが、太郎が次郎に、(32b) を発話したことを受けてそれを報告する文として使用される場合もあるであろう。しかし、その違いは (31a) の意味の違いに反映されないのである。(31a) の意味は、上のいずれの場合であっても、(33) であり曖昧ではない。

(33) 《太郎は、次郎に、[x ガ花子が昨日買った本ナリ] の x を埋める値を教えた》

しかし、「潜伏疑問文と意味的に密接な関係がある」と言われるときの倒置指定文はあくまで真正の倒置指定文であると仮定するならば、(32b) は疑似倒置指定文である以上、潜伏疑問文 (31a) と意味的關係を築けなくなる。これはN-仮説にとって重大な問題となる。さらに、太郎が次郎に (34) を発話したことを受けてそれを報告する文として潜伏疑問文 (31a) が使用されたとしよう。

(34) 花子が昨日買った本は、『草枕』とあの大きな辞書だ。

(34) は真正の倒置指定文であろうか、それとも疑似倒置指定文であろうか。

これはN-仮説にとって厄介な問題となる。この点が明確にならない限り、(34)を潜伏疑問文(31a)と意味的にいかに関係づけるかという問題は解決できないであろう。このように、「値名詞句に文脈指示表現が登場するか否か」で指定文を真正の指定文と疑似指定文に区別するN-仮説には文法理論上、重大な問題があると言わざるをえない。以上の考察から、われわれは、日本語の(倒置)指定文については、N-仮説と異なり、(35)を提示する。これはHiggins (1973)の表(20)と整合的である。

(35) 日本語の倒置指定文「AはBだ」(あるいは指定文「BがAだ」)において、文脈指示表現が値名詞句(B)の位置に生起する。

5. 変項名詞句と文脈指示表現

3節で述べたように、Higgins (1973: 264)の表(20)によれば、Deictic, したがってその一種である指示詞 *this, that* は、倒置指定文“A is B”の変項名詞句(A)の位置には生起しないとされている。このHigginsの見解は、日本語の倒置指定文「AはBだ」にもそのまま適用されるように思われる。

(36) その/この/あの少年は村長の息子だ。

(36)の下線部は変項名詞句を構築できないため、(36)は倒置指定文になりえず、措定文もしくは倒置同定文の解釈だけが可能となる。しかし、Higginsのこの見解を日本語に適用して(37)と解釈するならば、問題が生じる。

(37) 文脈指示表現は、倒置指定文「AはBだ」の変項名詞句(A)のいかなる位置にも生起しえない。

(38) a. あのホールの設計者は山本正夫だ。

b. この本の表紙はあれだ。

c. あの女性を殴った少年は太郎だ。

(38)は、いずれも適切な倒置指定文である¹⁰。ここで注意すべきは、(38)は

10 (38)の各文は倒置指定文であるが、その下線部が文脈指示表現であるがゆえに、「電話で通じる」文ではない。このことも「電話で通じること」を「(倒置)指定文の成立条件」とみなす西垣内(2023: 40)の(24)は正当化されないことを示している。

「あの」「その」「この」が、変項名詞句の主名詞に直接付与されているのではなく、主名詞の補部（非飽和名詞「設計者」のパラメータ、譲渡不可能名詞「表紙」の基体表現）および、「少年」に付された連体修飾節の中に登場しているという点である。(38)のデータは、変項名詞句の主要部以外の位置に文脈指示表現が登場することは可能であることを示している¹¹。以上の考察は、Higgins (1973) の表 (20) におけるDeictic についての制約を日本語の倒置指定文「AはBだ」に適用した場合、文脈指示表現が変項名詞句Aの何らかの位置に生起していればDeicticになるわけではないことを示している。つまり、この制約は、(37)ではなく、(39)と解釈すべきであることを示している。

(39) a. 文脈指示表現は、変項名詞句 (A) の主要部には生起しない。

b. 文脈指示表現は、変項名詞句 (A) の主要部以外には生起しうる。もっとも、文脈指示表現が変項名詞句の主要部に生起しているか否かで紛らわしいケースもある。例えば、(40)の「その」はどうであろうか。

(40) 太郎はこのビンを探しているそうだが、その蓋はあれだ。

(40)の主文は倒置指定文であり、下線部は変項名詞句である。(40)の「蓋」は、「 α ノ蓋」のように基体 α に依拠して意味が規定される譲渡不可能名詞である。(40)の「その」は「このビン」を指している代行指示である¹²。したがって、(40)の「その」は、(41)のような主名詞「蓋」に直接付与されて

11 同様のことはHiggins (1973: 127) のあげている (i) についても言える。

(i) This car's main defect is its steering.

(i)の主語 this car's main defect は this が付いているにもかかわらず、変項名詞句なのである。Higgins (1973:127) は、(i) が倒置指定文であることについて次のように述べる。

there are nouns which behave like free relative clauses with topic phrases in about [...], in that they only permit a specificational reading.

つまり、(i)の主語 this car's main defect は、その意味内容からして指示的名詞句として解釈できず、変項名詞句となるため、(i)は倒置指定読み (specificational reading) だけが可能となる。(i)と同様、倒置指定読みだけが可能な文として比較されているaboutの付いた自由関係節構文は(ii)である。

(ii) What I don't like about John is his tie. (Higgins 1973: 79)

12 日本語指示詞の「代行指示」については、庵 (2019: 141-173) を参照されたい。

いる「その」とは異なり、主名詞の補部に付与されているとみなすべきである。

(41) その/この/あの 蓋は重い。

したがって、(40) の例は制約 (39b) と整合的である。

こんどは法廷における検察官の発言 (42) を見よう。

(42) 犯人は太郎です。その証拠はこれです。(倒置指定文)

(42) の第二文は倒置指定文であり、下線部は「その」が付与されているにもかかわらず、変項名詞句である。「証拠」は、「 α ノ証拠」のように、パラメータ α を要求する非飽和名詞である。したがって、(42) の「その」は第一文における「太郎が犯人であること」を指している代行指示である。代行指示の「その」は、主名詞「証拠」の補部に付与されているとみなすならば、(42) の例も制約 (39b) と整合的であることがわかる。

こんどは法廷での弁護人による (43) の発話を見よう。

(43) a. その/この/あの証拠はでっち上げです。(指定文)

b. *その/*この/*あの証拠はこれです。(倒置指定文)

この場合の「その」「この」「あの」は、検察官によって示された、犯人を太郎とする証拠の中身（例えば、「現場に太郎の指紋があること」）を弁護人が指している指定指示である。この場合、「その」以外に「この」「あの」も可能である。これは、「現場指示用法」の一種とみなすことができ、「その/この/あの証拠」は指示的名詞句である点に注意しよう。これらの指示詞は主名詞「証拠」に直接かかっており、そのため (39a) に抵触し、変項名詞句の解釈ができないのである。したがって、(43a) のように指定文解釈は可能であっても、(43b) のように倒置指定文の解釈はできないのである。

ところが、事情はもう少し複雑である。法廷における次例を見よう。

(44) a. 裁判官：弁護人が問題にしている証拠は何ですか。

b. 弁護人：その証拠は、太郎の指紋です。(倒置指定文)

(44b) は倒置指定文であり、「その証拠」は変項名詞句である。この文の「その」は主名詞「証拠」に直接かかっており、「 α ノ証拠」の α を埋める代行指示ではないが、(43a) の「その」とも異なり、証拠の中身を指す「現場

指示用法」でもない。(44b)の「その証拠」は、言語的先行文脈「弁護人が問題にしている証拠」を受けている「文脈指示用法」なのである。この場合、「その」が主名詞「証拠」に直接かかっているにもかかわらず、変項名詞句の解釈が可能となる。これは、制約(39a)に対する反例である。この場合、「その証拠」だけが可能で、「この証拠」「あの証拠」は不可能である点にも注意しよう。

なお、「その」が受けている先行名詞は、言語的先行文脈で明示されているとは限らず、先行文脈から推論される表現でもありうる点に注意すべきである。例えば、(45)は指示詞をめぐる議論でよく話題になる文である。

(45) a. A: 中間選挙で共和党が勝った。

b. B: いや、その党は民主党だ。 cf. 堤 (2012: 45)

(46) [xガその党ナリ]

(45b)は倒置指定文であり、「その党」は命題関数(46)を表す変項名詞句である。しかし「その党」は、言語的先行文脈に明示されていないが、推論された「中間選挙で勝った党」を受けている「文脈指示用法」である。¹³

以上の考察は、変項名詞句における文脈指示表現の生起可能性に関する制約(39)は不十分であり、次のように修正すべきであることを示している。

(47) a. 一般に文脈指示表現は、変項名詞句(A)の主要部には生起しない。ただし、ソ系列指示詞は、現場指示用法ではなく文脈指示用法である限り、変項名詞句(A)の主要部に生起しうる¹⁴。

b. 文脈指示表現は、変項名詞句(A)の主要部以外には生起しうる。このように、倒置指定文「AはBだ」において、変項名詞句(A)の位置にお

13 同様のケースは(i)のような倒置指定文にも見られる。

(i) 太郎が本屋で万引きしたが、それはこの本だ。(倒置指定文)

(i)の「それ」は、言語的先行文脈から推論された「太郎が本屋で万引きした本」を受けている「文脈指示用法」であるが、変項名詞句としての機能を有しているのである。

14 堤(2012: 37)は「ソノをともなった名詞句は、意味解釈において変項(x, y, z...)として解釈される」という仮説を提示しているが、これは(47a)の仮説とは独立である。

ける文脈指示表現の生起に関しては重要な制約があるのである。同様の制約は倒置指定文だけでなく、変項名詞句が介在する潜伏疑問文でも観察される。

(48) a. その証拠/*この/*あの証拠を教えて。

b. 《[x ガその証拠ナリ] の変項 x の値を教えて》

(48a) は (48b) のような意味を表す潜伏疑問文であるが、「その証拠」の「その」自体が曖昧である。もし「その」を代行指示ととれば、《太郎が犯人である証拠を教えて》の解釈（表意）になるが、「その」を文脈指示用法ととれば、例えば、《弁護人が問題にしている証拠を教えて》の解釈（表意）になる。一方、(48a) の「この証拠」「あの証拠」には潜伏疑問の解釈は不可能である。

6. 結語

本稿では、倒置指定文「AはBだ」の変項名詞句（A）および値名詞句（B）に文脈指示表現が生起するか否か、そこにいかなる制約があるかという問題を論じた。まず、西垣内（2020, 2023）による「（倒置）指定文における焦点要素（値名詞句）に文脈指示表現は生起しない」というN-仮説を検討し、この仮説が妥当でないことを論証した。次に、「変項名詞句（A）の位置に文脈指示表現は生起しない」とするHiggins（1973）の見解を精査し、少なくとも日本語の変項名詞句（A）の位置における文脈指示表現の生起に関しては、ソ系列指示詞との関連で興味深い制約があることを明らかにした。日本語の指示詞をめぐる先行研究では、もっぱら「指示的名詞句」における指示詞の振る舞いに焦点が当てられてきたが、倒置指定文や潜伏疑問文における「変項名詞句」の観点から文脈指示表現の生起可能性を検討することは、指示詞研究にとって意義のあることであると思われる。

参考文献

- 庵功雄（2019）『日本語指示表現の文脈指示用法の研究』ひつじ書房。
上林洋二（1984）『指定と措定』筑波大学修士論文。
上林洋二（1988）「措定文と指定文—ハとガの一面」『筑波大学文芸・言語系紀要 文藝言語学研究 言語編』14号, pp. 57-74.
堤良一（2012）『現代日本語指示詞の総合的研究』ココ出版。

- 西垣内泰介 (2016) 「指定文」および関連する構文の構造と派生」『言語研究』 150, pp. 137-171.
- 西垣内泰介 (2020) 「潜伏疑問」の構造と派生」『言語研究』 157, pp. 37-69.
- 西垣内泰介 (2023) 「指定文」の焦点要素」『日本語文法』 23-2, pp. 36-52.
- 西山佑司 (1990) 「カキ料理は広島が本場だ」構文について—飽和名詞句と非飽和名詞句」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』 22, pp. 169-188.
- 西山佑司 (2003) 『日本語名詞句の意味論と語用論』 ひつじ書房.
- 西山佑司 (編) (2013) 『名詞句の世界』 ひつじ書房.
- 西山佑司 (2023) 「潜伏疑問と指定文」『日本語文法』 23-2, pp. 3-18.
- 西山佑司・西川賢哉 (2018) 「指定文の分析において「中核名詞句」なる概念はどこまで妥当か」『言語研究』 154, pp. 177-204.
- 三上章 (1953) 『現代語法序説』 刀江書院. [復刊 1972, くろしお出版.]
- Declerck, Renaat (1988) *Studies on Copular Sentences, Clefts and Pseudo-Clefts*. Leuven: Leuven University Press.
- Higgins, Francis Roger (1973) The pseudo-cleft construction in English. Doctoral dissertation, MIT. [Published by Garland Publishing, New York. 1979]
- Tonoike, Shigeo (2020) On the syntactic basis of specificational sentences. *Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies* 51. pp.115-147, Keio University.
- Tonoike, Shigeo (2023) Some notes on the syntactic basis of specificational sentences: prolegomena to a theory of specificational sentences. *Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies* 54. pp.163-178. Keio University.

付記

本研究は、JSPS科研費基盤研究20K00552の助成を受けている。